

TÜV Rheinland Cert GmbH / LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH の認証条件

1 認証に関する一般条件

以下の規定は、顧客と TÜV Rheinland Cert GmbH / LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH（以下「契約者という」）との間で締結される契約の主題に関する関連規格、規則及びガイドラインに言及するものである。

個々の認証措置はすべて、平等の原則を考慮し、契約者によって独立的かつ公平に実施される。

1.1 一般規定

1.1.1 顧客は、規格認証に必要なすべての情報を契約者に提供する義務がある。これは、「オファー準備のための質問書」に記入することで行うことができる。

1.1.2 顧客は、審査に先立ち、すべての必要書類を認証機関に提供しなければならない。これには特に以下が含まれる。

- マネジメントシステムの文書
- 割当表（会社のマネジメントシステムを文書化するための標準条項）
- 組織図/組織図
- プロセスとプロセスの関係の視覚化
- 管理対象文書のリスト
- 法規制要求事項のリスト
- 契約者が要求するその他の文書

1.1.3 社内審査は、実施されたマネジメントシステムの有効性及び認証対象プロセス/サービス/製品に関する認証プログラムへの適合性を検証する役割を果たす。審査中、会社は文書化された手順の実際の適用を実証する。不適合または規格要求事項の未達成、および認証プログラムからの逸脱は、不適合報告書に文書化しなければならない。

1.1.4 審査終了後、顧客は最終会議で審査結果を知らされる。審査結果は後日、**審査/評価報告書**に文書化される。不適合は文書化され、その結果に基づくフォローアップ審査（すなわち現地審査）又は新たな文書の提出につながる場合がある。フォローアップ審査の範囲は認証機関が決定する。フォローアップ審査では、初回審査で満たされなかった規格要求事項のみがチェックされる。

審査終了から認証決定までの間に規格への適合が実証できない場合、認証は拒否されなければならない。

1.1.5 「認証書」とは、以下に列挙するすべての適合宣言書、例えば、狭義の有効性宣言書及び証明書を意味する。「認証」とは、すべてのアセスメント、審査、妥当性確認及び認証手続きを意味する。認証の付与、拒否、維持、適用範囲の拡大または制限、更新、一時停止、一時停止後の回復または取り下げの決定は、これらのチェックに基づいて行われる。認証プロセスの文書が肯定的に評価された後、契約者により認証書が発行される。証明書は顧客に送付される。認証書は、契約者がすべての不適合を解消してきた場合にのみ発行される。認証書は、指定された期間発行される。

1.1.6 認証書の有効性を維持するため、各規格に応じて現地サーベイランス審査を実施しなければならない。サーベイランスプロセスが完了しない場合（認証機関による継続の肯定的評価を含む）、認証書は撤回されるものとする。この場合、発行された認証書はすべて認証機関に返却しなければならない。

1.1.7 定期審査では、少なくとも規格の必須要求事項及び各認証プログラムで規定された基準が審査される。さらに、認証書（及び該当する場合は認証マーク）の適切な使用、マネジメントシステム、プロセス又は認証された製品・サービスに関する苦情、及び前回の審査で不適合となった事項に関する是正処置の有効性が評価される。顧客は、各サーベイランス審査後に報告書を受け取る。

1.1.8 サーベイランス審査及び再認証審査、又は特別に予定された審査の場合、地理的範囲（例：追加事業所）及び技術的範囲（例：追加製品）の拡大/縮小、並びに規格への適合証明の追加が可能である。審査日数は、延長の範囲に依存し、その

範囲は明確に定義され、企業審査前に顧客によって契約上合意されなければならない。

1.1.9 契約期間中に手続き上の要求事項（例えば、企業データ、認定要求事項）に変更があった場合は、それに応じてプロセスの変更を考慮に入れ、契約パートナーに直ちに通知しなければならない。これは、審査日数の必要な変更にも適用される。

契約当事者は、提出されなかった、または誤って提出された手続き要件の変更について、一切の責任を負わない。また、特に認証のタイムギャップ、追加審査（特別審査）、既存の認証書の無効性など、結果として生じるものについても責任を負わない。

1.1.10 規格及び検証要求事項が異なる統合マネジメントシステムは、複合/統合手順で認証することができる。検証要件によっては、個別に提供することもできる。

1.1.11 予定外の審査若しくはフォローアップ審査、又は前回の審査での不適合を是正するための是正措置の見直しによる追加審査時間から生じる費用は、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求するものとする。これは、2.5 項に従って急遽発表された臨時審査から生じる費用にも適用される。

1.1.12 機密保持

1.1.12.1 「秘密情報」とは、契約開始時から契約関係に関連して一方の当事者（「開示当事者」）が他方の当事者（「受領当事者」）に提供またはその他の方法で送信したすべての情報、文書、画像、図面、ノウハウ、データ、サンプル、プロジェクト文書を指す（「秘密情報」）。これには、紙媒体および電子媒体による当該情報のコピーも含まれる。電子的、書面、またはその他の物理的形態で開示される場合、秘密情報は、「秘密」またはその秘密性を示す同様の表示で特定されなければならない。口頭で開示される秘密情報については、その旨を事前に通知しなければならない。

1.1.12.2 秘密情報

1.1.12.2.1 受領当事者は、開示当事者との書面による別段の明確な合意がない限り、契約履行のためにのみ使用することができる；

1.1.12.2.2 受領当事者は、自らの機密情報を扱うのと同じ方法で機密情報として扱わなければならない；

1.1.12.2.3 開示当事者の書面による事前の同意がない限り、他のいかなる形態でも第三者に開示またはアクセス可能にしてはならない。本契約において、「第三者」には、当事者の従業員、または AktG§15 ff. に基づく関連会社は含まれない。AktG、下請業者、および契約履行のために秘密情報を必要とする当事者の顧問（それぞれの従業員を含む）の従業員は含まれない。

1.1.12.3 守秘義務の例外。

秘密保持義務は、当該秘密情報には適用されない。

1.1.12.3.1 開示時に既に公知であったもの、または本契約に違反することなく公知となったもの。

1.1.12.3.2 受領当事者が、本契約の締結時に公知であったことを証明できるもの、または

1.1.12.3.3 開示当事者が開示する前に、受領当事者がすでに所有していたもの、または

1.1.12.3.4 受領当事者が、開示当事者による開示を参照することなく独自に開発したものの。

1.1.12.3.5 司法、行政、認定関連、および/または法的規制もしくは命令により開示しなければならないもの、または

1.1.12.3.6 認定プロセスに関連して、又は規制当局若しくはテュフラインランドの認証機関からの要請に応じて開示しなければならないもの。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

1.1.12.4 秘密情報の所有権

秘密情報は、各開示当事者に帰属する。受領当事者は、開示当事者の要請があればいつでもこれに同意する：

1.1.12.4.1 すべての秘密情報（そのすべてのコピーを含む）を開示当事者に返却する。

1.1.12.4.2 すべての秘密情報（そのすべてのコピーを含む）を破棄し、破棄が行われたことを開示当事者に書面で確認すること。

1.1.12.5 返却または破棄義務の例外

前述の返却または破棄義務は、秘密情報には適用されない：

1.1.12.5.1 サービス提供の過程で作成された報告書、証明書、その他の実績結果の根拠となるもの。テュフ ラインランドは、契約の適切な履行を証明するため及び文書化のためにコピーを保持する権利を有する；

1.1.12.5.2 定期的なデータバックアップの一部として、バックアップサーバー上の通常のアーカイブプロセスにおいて、又は生成原理を使用して保存されるもの。

1.1.12.5.3 法律、規制、命令、および/または裁判所、行政当局もしくは規制当局、または認定機関の規定が、そのような返却または破棄を妨げる場合。

1.2 顧客の義務

1.2.1 顧客は、各審査の前の適切な時期に、すべての必要書類を契約者に無償で提供しなければならない。

1.2.2 審査中、顧客は、契約者が指名した審査チームまたは審査人に、申請範囲に関連する文書へのアクセスを許可し、シフト勤務を考慮して、関連する組織単位へのアクセスを許可しなければならない。

1.2.3 顧客は、契約サービスの提供において契約者の審査人を支援するために、1名以上の審査代表者を任命しなければならない。これらの担当者は、顧客の連絡窓口となる。

1.2.4 認証書発行後及び契約期間中、顧客は、マネジメントシステム、プロセス又は認証された製品/サービスに重大な影響を及ぼすすべての変更について、特に契約者に通知しなければならない：

- 認証されたマネジメントシステムに対する変更
- 認証されたマネジメントシステムの変更 認証された製品/プロセス/サービスの設計または仕様に影響を及ぼす変更
- 会社の構造及び組織の変更。これは、シフト勤務の導入または変更にも適用される。

顧客は、契約期間中、通知を提供する義務も負う：

- 製品およびサービスの安全性に関連する事故
- 市場監視および法執行当局によって確認された法的規定違反

1.2.5 顧客は、マネジメントシステムに関する外部からの苦情、例えば顧客からの苦情、及び認証された製品、プロセス又はサービスが認証基準の要求事項に適合していることに関する顧客宛ての全ての苦情を記録する義務がある。顧客は、適切な対策を講じ、講じた対策を文書化し、要求があれば審査中に契約者または審査員にその証拠を提供しなければならない。

1.2.6 顧客は、適用される認証規格に関連する標準化文書及び規格要求事項に関する対応及び措置を、要求に応じて審査員に提出する義務を負う。

1.2.7 受託者が、製品、プロセス、サービスの認証中に、1.2.4 項に記載された変更により更なる試験が必要であると判断した場合、顧客は、変更が発効した後の製品/プロセス/サービスが製品認証の範囲に含まれる場合、受託者が顧客にその旨を通知するまで、これらをリリースすることはできない。

1.2.8 製品認証、プロセス認証、サービス認証の場合、顧客は、製品が製品認証の要件を満たさなくなった場合、契約者に通知するものとする。

1.2.9 顧客は、対応する変更の実施を含め、常に認証要件を満たすことを約束する。また、顧客は、認証の有効期間中、基礎となるマネジメントシステム、プロセスまたは認証された製品/サービスを継続的かつ効果的に運用することを約束する。

1.3 選任された審査員、専門家、審査員及び認証決定に対する異議申立権

1.3.1 顧客は、特定の審査員又は専門家の選任に反対する理解可能な理由があり、それに基づき反対意見が正当化される場合、その選任に反対する権利を有する。

1.3.2 認定された認証プロジェクトの場合、顧客は、認定機関又は規格所有者の審査員が顧客の文書を審査し、オブザーバーとして審査に参加することに同意する。

1.3.3 顧客は、審査又は認証プロセスの経過又は内容について苦情を申し立てる権利を有する。

1.3.4 顧客は、認証決定に対して異議を申し立てる権利を有する。

1.4 認証書及び認証マークの使用権の範囲

1.4.1 合意された認証手続きが完了し、肯定的な結果が得られた場合、顧客は契約者から認証書を受領するものとする。証明書は、契約又は契約者の認証条件に規定された期間有効であるものとする。

1.4.2 1.4.1 項による認証書の発行により、顧客は、認証書の指定期間中、1.4.3 項から 1.4.15 項に規定される条件に従って認証マークを使用する単発的、譲渡不能かつ非独占的な権利を取得する。これは、顧客が、文書、パンフレット、広告資料などの通信媒体でその認証に言及する場合にも適用される。

1.4.3 受託者が発行した認証書および認証マークを使用する権限は、認証書の有効範囲に明記された顧客の事業分野にのみ適用される。指定されていない事業分野での使用は固く禁じられている。

1.4.4 マネジメントシステム、プロセス又は認証製品/サービスの認証に係る認証マークは、顧客のみが使用することができ、顧客の会社名又はロゴと密接に関連してのみ使用することができる。認証マークは、顧客の製品に表示すること、又は顧客の製品に関連して表示することはできない。これは、製品の包装、添付情報、試験所の試験報告書、校正証明書、検査報告書にも適用される。顧客が、認証されたマネジメントシステム、認証されたプロセス又は認証された製品について、包装上又は添付情報上に記載することを希望する場合、この記載には少なくとも以下の事項を含めなければならない：

- 顧客の会社名又は顧客のブランド及び会社名
- 統合マネジメントシステムの場合は、マネジメントシステムまたはマネジメントシステムの種類、例えば品質、環境、および適用規格、例えば ISO 9001:2015、ISO 14001:2015、プロセスまたは製品/サービスの認証プログラム。
- 契約者の会社名

注：ISO 17021-1:2015、8.3.3 章の製品包装及び付随情報の定義を考慮しなければならない。

1.4.5 顧客は、顧客の会社/部門について認証に相当する記述がなされるような方法でのみ、認証書及び認証マークを使用することを約束する。また、顧客は、認証が公的な検証である、又はシステム認証が製品試験と同等である、という印象を与えないようにしなければならない。

1.4.6 顧客は、認証書または認証マークを変更する権限を有しない。

1.4.7 顧客は、これが私法上の合意に基づく任意認証であることが明らかになるように、広告等をデザインする義務を負う。

1.4.8 有効な認証書がない場合、特に認証書の有効期間が終了した場合、または必要なサーベイランス審査が実施されない場合に認証書が撤回された場合、使用権は失効する。

1.4.9 顧客が第 1.4.1 項から第 1.4.8 項の規定に反する方法で認証書及び/又は認証マークを使用した場合、又はその他の契約違反があり、その結果認証書が撤回された場合、顧客の認証書又は認証マークを使用する権利は、取消しの必要なく直ちに失効する。

1.4.10 証明書または認証マークを使用する顧客の権利は、有効な通常の解約の場合は適切な時期に終了するものとし、正当な理由による臨時的解約の場合は即時発効するものとする。

1.4.11 認証書の維持が規制当局または司法当局により禁止された場合、使用権は自動的に失効する。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

- 1.4.12 使用権が終了した場合、顧客は契約者に証明書を返却する義務を負う。
- 1.4.13 契約者は、契約条項に違反した場合、損害賠償を請求する権利を留保する。
- 1.4.14 証明書は、契約者の信用失墜につながるものであってはならない。
- 1.4.15 顧客は、契約者が誤解を招きかねない、不正確とみなされるような認証に関する発言をする権限を持たない。
- 1.4.16 顧客が一時的に認証要件を満たさないことが予測される場合、認証を一時停止することができる。この間、顧客は認証を宣伝してはならない。アクセス可能なディレクトリの状態は、1.5項に従って「一時停止」と表示される。
- 1.4.17 一時停止の理由が合意された期間内に是正された場合、認証は復活する。合意された期間内に一時停止の理由が是正されない場合、認証は取り消される。
- 1.4.18 顧客は、商取引において証明書を使用した記録を保管する義務を負う。契約者は、本基準に基づき、抜き打ち検査によって証明書の適切な使用を監視する義務があることに留意しなければならない。第三者からの情報は、契約者が確認するものとする。
- 1.4.19 顧客は、第三者が証明書を不正に使用していることを発見した場合、直ちに契約者に通知しなければならない。
- 1.4.20 顧客は、認証文書を完全な形で、または認証プログラムに明記されたとおりにも他者に渡す。

1.5 認証企業リスト

- 1.5.1 契約者は、以下の情報を含む認証書保有者のリストを維持する義務がある：認証書保有者の名前、適用される規格文書、有効範囲、地理的位置（マルチサイト認証の場合：本社および有効範囲内の各サイトの地理的位置）、有効期間、有効状態。
- 1.5.2 1.4.16項に基づく一時停止された認証、及び1.4.9項及び1.4.17項に基づく撤回された認証は、リストに追加される。
- 1.5.3 受託者は、1.5.1項のリストを、認証規格の規則に従い、要求に応じて一般に公開する権限を有する。

2 認定認証の一般条件

2.1 認定認証の一般条件

ここに記載する規定は、上記の一般認証条件に加えて、認定又は認可/承認された認証、すなわち、認定、認可又は承認を受けた国内規格又は国際規格に基づく認証に適用される。認定仕様書、「認定要件」、「認定基準」、「認定手順」という用語は、認定または承認機関の仕様書および手順に準じて適用される。認定された認証については、一般に適用される国際認定基準及び適用される場合は実施ガイドライン、認定基準固有の認定基準及び適用される場合は実施ガイドライン、並びにそれぞれの認定機関又は認定・承認機関の認定基準及び適用される場合は実施ガイドライン及び認定要件も適用される。

- 一般的に適用される国際認定基準：ISO/IEC 17021、ISO/IEC 17065、IAF 必須文書 (IAF MDs) など。
- 認証基準 - 特定の認定基準：例えば、食品産業用の ISO 22003、情報セキュリティ用の ISO 27006。
- 航空宇宙産業向けの EN 9104-001、EN 9101
- ISO 9001、ISO 14001、IATF 16949、ISO 45001、SCC、ISO 50001、AZAV、ゲーミングホールにおける認定品質（青少年保護、プレイヤー保護、運営管理）などの認定基準
- 各認定機関の認定要件
- 連邦自動車交通局 (KBA) の技術サービス (カテゴリーC) 指定規則

公認団体の規則

2.2 認証審査

2.2.1 マネジメントシステムの認証審査は、2段階で実施される。第1段階は、マネジメントシステムの概要及び実施状況を把握するためのものである。この情報に基づき、審査の第2段階を計画・実施し、マネジメントシステムの実施と遵守を審査する。

2.2.2 第1段階と第2段階の審査は、正当な場合に限り、互いに直ちに実施することができる。ただし、第1段階審査で認証の準備がまだ整っていないことが判明した場合、その直後に第2段階審査を実施することはできない。その代わり、顧客はまず認証の準備態勢を確保しなければならない。その結果、顧客及び契約者に発生する追加費用（旅費、移動時間及び時間の損失を含む）は、顧客が負担するものとする。

2.2.3 IATF 16949の場合、第1段階審査と第2段階審査は、90日以上の間隔があってはならない。第1段階と第2段階の間に90日以上の間隔がある場合は、第1段階の審査を繰り返さなければならない。

その他の規格の場合、初回認証の期間（認証決定を含む第1段階および第2段階の審査）は6カ月を超えてはならない。その後、初回認証は第1段階と第2段階で繰り返さなければならない。

その結果、顧客と契約者に発生する追加費用（旅費、移動時間、時間の損失を含む）は、顧客が負担するものとする。

2.2.4 第1段階審査と第2段階審査との間の期間を決定する場合、顧客の要求事項と弱点修正に必要な時間の両方が考慮される。一般に、時間の焦点は第2段階の審査に置かれる。

2.2.5 主要/軽微な不適合に対する修正及び是正処置の実施（主要不適合に対する特別審査を含む）を、第2段階の最終日から90日以内に審査し、受諾することができない場合、認証決定は否定的となり、顧客は初回認証審査（第1段階及び第2段階）から再スタートしなければならない。

2.2.6 製品、プロセス、又はサービスの認証の場合、評価計画は、認証プログラムの特性及び製品要求事項に応じて、本質的に一般的ですべての活動に適用可能なもの（品質マネジメントシステムの評価を含む可能性がある）、又は特定の活動に特化したもの、又はその両方を組み合わせたものとして行うことができる。

2.3 サーベイランス審査

2.3.1 認証書の有効性を維持するために、少なくとも年1回の現地サーベイランス審査を実施しなければならない。その期日は、初回認証審査の最終日に決定される。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

初回認証審査後の最初のサーベイランス審査は、以下に規定するサーベイランス審査間隔に基づく期日を予定しなければならない：

モニタリング間隔	6 か月	9 か月	12 か月
3年サイクルごとの審査回数	5	3	2
許容期間	-1ヶ月/+1ヶ月	-2ヶ月/+1ヶ月	-3ヶ月/+1ヶ月

2.4 再認証審査

2.4.1 認証をさらに3年間延長するためには、有効期間満了前に再認証審査を完了しなければならない。

2.4.2 この手順は認証審査と同じであり、第1段階審査の必要性と範囲は、顧客のマネジメントシステム、顧客の組織、または顧客のマネジメントシステムが運用されている状況の変更に応じて決定される。

2.4.3 規格固有の規定がない場合、再認証に合格した場合、認証書の有効期間はさらに3年延長される。再認証審査および肯定的な認証決定は、有効期限までに完了しなければならない。

2.5 臨時審査（予告または非予告）

次のような場合、臨時の審査が必要になることがある。この場合、顧客は審査人を拒否することはできない。

- 深刻な苦情及び認証機関が知り得たその他の事実。これらの苦情及び事実が、顧客の認証されたマネジメントシステム又は認証されたプロセス、製品、サービスの有効性に疑義を生じさせ、かつ、通信又は次の定期審査で明らかにできない場合（例えば、顧客又はその従業員による犯罪行為の疑い）。
- マネジメントシステムの能力に影響を与え、認証規格の要求事項を満たさなくなるような、顧客の組織の変更。
- 顧客の認証が一時停止された結果。

2.6 クロスサイト認証

2.6.1 マルチサイト認証（ISO規格）は、複数の事業所を持つ組織、または地方事務所や支社（サイト）を持つ組織で適用することができる。企業グループという意味で互いにリンクしておらず、マネジメントシステムの開発、実施、維持にグループ外の別の会社または外部組織を利用している複数の個別、自律、独立した企業または組織は、IAF MD1（IAF = 国際認定機関フォーラム、MD = 必須文書）の意味におけるマルチサイト組織を構成しないため、グループとして認証することはできない。

2.6.2 複数拠点の認証は、少なくとも以下の条件を満たしていれば可能である：

- 組織は、単一のマネジメントシステムを有していなければならない。
- 組織は、その本社を明示しなければならない。本部は組織の一部であり、外部組織に委託してはならない。
- 本部は、単一マネジメントシステムを定義し、実施し、維持する組織的権限を有していなければならない。
- 組織の単一マネジメントシステムは、中央管理レビューを受けなければならない。
- すべての事業所は、組織の内部審査プログラムの対象でなければならない。
- 本社は、すべての事業所からデータが収集され、分析されていることを保証しなければならない。また、以下の事項を含むがこれに限定されない、組織変更を開始する権限と能力を有していることを証明できなければならない：(i)システム文書化およびシステム変更、(ii)マネジメントレビュー、(iii)苦情、(iv)是正処置評価、(v)内部審査計画および結果の評価、(vi)適用基準に関連する法的および規制要求事項）。

2.6.3 複数の拠点がある認証の場合、拠点の現地審査は、認証審査とサーベイランス審査に分けることができる。本社は、選択された拠点に加えて、毎年審査を受けなければならない。

2.6.4 受託者は、検査を受ける事業所を選定するものとする。

2.6.5 契約関係は、支店の法人格に関係なく、契約者と顧客（本社）の間のみ存在する。

2.7 混合審査/遠隔審査

2.7.1 ブレンド審査は、物理的な現地審査とバーチャル審査（遠隔審査）の組み合わせである。遠隔審査は、最大100%まで実施することができる。

2.7.2 両当事者は、認定機関/基準設定主体/認証プログラム所有者の指示により許可されている場合、審査中に遠隔審査技術を合理的に利用することに同意することができる。

2.7.3 顧客は、適切な情報技術基盤及び環境（インターネットアクセスなど）を有していなければならない。

2.7.4 遠隔試験の場合、顧客はすべての関連文書をオンライン/電子的に入手できないなければならない。

2.7.5 技術的問題（インターネット接続の不備など）により顧客に発生した追加費用（試験時間など）は、顧客の負担とする。

2.7.6 双方が事前に同意した場合を除き、ビデオおよび音声の録音は許可されない。被審査文書や参加者リストなどの画面録画は、遠隔審査を記録するために許可される。

2.8 認証の移転

2.8.1 IAFまたは現地のMLA署名機関の認定、レベル3、必要な場合はレベル4およびレベル5の対象である認証のみが、移行の対象となる。このような認定が適用されない認証を保有する組織は、新規顧客として扱われるものとする。

2.8.2 認証書は、発行認証機関の有効期限をもって移管される。その後は、ここに記載されるすべての認証条件が適用される。認証書の移転に関する特別な条件は、規格固有の条件に記載される。

2.8.3 顧客が契約を解除し、他の認証機関に変更する場合、顧客は、以前の審査報告書及び証明書の内容を、適切な形式で他の認証機関に提供する権利を有する。契約者は、認証を引き継ぐ認証機関に、認証を引き継ぐために必要な情報を提供する権利を有する。

3 認定認証に関する規格固有の条件

特定の認定認証に関する契約者の追加条件を以下に示す。これらは、以下に列挙する特定の規格ごとに、上記の認証条件に加えて適用される。

3.1 ISO14001及び/又はEMASによる環境マネジメントシステムに関する補足条件

3.1.1 これらの追加条件は、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの認証、及びEMAS（Eco Management Auditing Scheme）に基づく審査及び妥当性確認に適用される。

3.1.2 ISO14001 レベル1 審査の追加条件：

第1段階の審査は、最初の認証取得のために現地で実施されなければならない。以下の条件下においてのみ、第1段階審査を現場で実施することは必須でない：

- 顧客とその代表的な環境側面が、以前の審査で審査チームに知られている。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
 アム・グラウエン・シュタインファックス
 51105 ケルン
 E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
 : +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所
 Tillystr.
 90431 ニュルンベルク
 E-Mail: intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
 Fax： +49 800 888 3296

- 顧客とその代表的な環境側面が、以前の審査で審査チームに知られている。
- 顧客のサイトの環境影響が、主に低いか限定的である。
- 関連するシステム文書に加えて、文書のレビューには、顧客の環境側面と環境要求事項（環境許可を含む）の概要も含まなければならない。

3.1.3 ドイツでは、UAG 料金表を含む環境審査法（UAG）と EU 基本規則が、特に EMAS 審査に適用される。

3.1.4 顧客は、環境に関する重大な事故または環境規制違反が社内発生し、公的な介入を必要とする場合、直ちに契約者に通知する義務を負う。この意味での重大な環境関連インシデントは、特に刑事捜査または行政捜査につながった場合を想定している。契約者はその後、臨時審査が必要かどうかを短期間で決定しなければならない（2.5 参照）。環境マネジメントシステムが認証要件に著しく違反していることが判明した場合、契約者は認証の一時停止または撤回につながる措置を講じる。

3.2 自動車産業に関する補足条件 IATF 16949、VDA 6.x

3.2.1 以下の自動車業界向け認証仕様で言及されている異なる規定が優先される。

VDA 6.x - VDA 6.1、VDA 6.2、VDA 6.4 の認証要件

1. 顧客は、変更があった場合、認証機関に通知するものとする。（第 3.2 項参照）
2. 顧客は、認証機関の VDA QMC 立会審査を拒否することはできない。
3. 顧客は、認証機関の内部立会審査員の立会いを拒否してはならない。
4. 顧客は、VDA QMC の代表者（VDA QMC 事務局）又はその代理人（VDA QMC 立会審査員）の立会いを拒否してはならない。
5. 顧客は、認証機関が VDA QMC に最終報告書を提出することを承認しなければならない。
6. VDA QMC ロゴの使用は、認証機関が発行する認証書においてのみ認められる。それ以外の VDA QMC ロゴの使用は禁止する。
7. 顧客は、マーケティングおよび広告の目的で、VDA QMC ロゴ入りの VDA 6.x 証明書のコピーを作成することができる。
8. 顧客のコンサルタントは、顧客のサイトに物理的に立ち会ったり、審査に参加したりしてはならない。

3.2.1.1 顧客による変更の通知。これには、例えば以下のような変更が含まれる：

- a) 法的地位
- b) 商業的地位（合併事業、他組織への下請けなど）
- c) 所有形態（合併や買収など）
- d) 組織とマネジメント（主要な管理職、意思決定、技術スタッフなど）
- e) 連絡先住所または所在地
- f) 認証されたマネジメントシステムにおける事業範囲または製品/サービス範囲
- g) 顧客の特別なステータスの通知（8.0 項参照）
- h) マネジメントシステム及びプロセスの主な変更
- i) QM システムの適用範囲（QM スコープ）の説明と拡張サイトに関する情報

IATF 16949

3.2.2 以下の自動車業界向け認証仕様で言及されている異なる規定が優先される。

IATF 16949 - IATF 承認の取得および維持のための IATF 16949 規則に基づく自動車産業向け認証システム、IATF 16949 用第 6 版_2025、2016 年 11 月 1 日（IATF: International Automotive Task Force）。

VDA 6.x - ISO 9001 に基づく VDA 6.1、VDA 6.2、VDA 6.4 の認証要求事項（VDA - QMC: Verband der Automobilindustrie - Qualitäts Management Center）。

顧客は、契約締結前に、IATF16949 に対する過去の認証および/または既存の認証に関する情報を認証会社に提供するものとする。

1. 重要な変更がある場合は、認証機関に通知するものとする。

2. 認証機関による IATF 立会審査を拒否しないものとする。
3. 認証機関による内部立会審査を拒否しないものとする。
4. IATF オブザーバーの立会いを拒否しないものとする。
5. 審査報告書を IATF に提供することを拒んではならない。
6. 注：IATF ロゴについては、下記 3.2.9 を参照のこと。
7. 顧客の品質マネジメントシステム関連コンサルタントは、審査中、顧客のサイトに物理的に同席してはならず、また、直接的、間接的を問わず、いかなる形でも審査に参加してはならない。顧客がこの契約要件を満たさない場合、認証機関は審査を打ち切るものとする。
8. 認証機関の要求に従い、審査前の計画情報を認証機関に提供するものとする。
9. 移転活動については、下記 3.2.7 を参照のこと。
 - 別の IATF 承認認証機関に移管する。下記 3.2.8 を参照のこと。
10. 認証が取り消された場合、撤回された場合、または失効した場合、IATF 16949 認証に関するすべての言及を、ウェブサイト、印刷媒体および電子媒体を含むがこれらに限定されない、社内外のすべてのマーケティングチャネルから削除するものとする。
11. 認証機関は、認証機関の所有状況の変更または IATF 承認の喪失があった場合、10 暦日以内に顧客に通知するものとする。
12. IATF 16949 のすべての審査員を含む認証機関は、各顧客の管轄区域のすべての関連データ保護法を順守し、関連する個人識別情報（PII）の使用に関して十分な透明性を提供するものとする。

上記 1)~8) の規定に違反した場合は、重大な契約違反とみなされ、審査終了、審査取消、契約取消、認証取消を含むがこれに限定されない、認証機関による適切な措置につながるものとする。

顧客の所在地は、認証機関と顧客との間の法的契約に盛り込まれるまでは、企業スキームに含めないものとする。

3.2.3 重大な変更の顧客への通知

組織は、IATF16949 認証の再要件を引き続き満たすためのマネジメントシステムの能力に影響を及ぼす可能性のある事項について、直ちに契約者に通知するものとする。これには、例えば、以下に関する変更が含まれる：

- 法的地位
- 所有権の状態（合併、買収、提携、合併事業など）
- 経営構造（トップマネジメント、主要意思決定スタッフなど）
- 連絡先住所または所在地
- 製造工程又は支援活動の移転（5.15 項参照）
- 製造サイト、拡張製造サイト、または単独リモート支援事業所の閉鎖または移転
- 品質マネジメントシステムに基づく事業範囲の閉鎖又は移転。
- 及び/又は認証範囲に含まれるサポート関係を含む。品質マネジメントシステムプロセスの他組織へのアウトソーシング
- IATF OEM の顧客固有要件に記載されている認証機関への通知を必要とする顧客不満足シナリオ（特別な状態条件など）
- 他の IATF 認定認証機関との間で締結された契約（7.1 項参照）

契約者は、上記の変更に対応して特別審査を実施する必要がある場合がある。

上記の変更を組織が契約者に通知しなかった場合、法的強制力のある契約違反とみなされる。このような不履行は、契約者による ISO9001 - IATF16949 要求事項 4.2 「利害関係者のニーズと期待の理解」に対する重大な不適合の発行、または契約者が決定するその他の適切な処置に再びつながる可能性がある。

3.2.4 審査の終了

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

契約者は、不適合が確認されたことを理由に審査を終了することはできない。

3.2.5 不適合の管理

契約者は、顧客に対し、以下の証拠を以下の期限（現場審査の終了会議から起算した暦日）までに提出するよう要求しなければならない。

NC 管理表

証拠の提出	メジャーNC	マイナーNC
実施された封じ込め措置とその有効性	(15) 暦日 VDA6x の場合(20) 暦日	(60) 暦日
実施された是正措置	(15) 暦日 VDA6x の場合。(20) 暦日	(60) 暦日
根本原因の分析（使用した方法、結果、根本原因が他のプロセスや製品に与える影響の考察を含む）。	(15) 暦日 VDA6x の場合。(20) 暦日	(60) 暦日
特定された根本原因を除去するための体系的な是正処置計画、および体系的な是正処置の有効性を検証するために特定された方法。	(15) 暦日 VDA6x の場合。(20) 暦日	(60) 暦日
根本原因を除去するために計画された組織的な是正処置の実施。	(60) 暦日	(60) 暦日
実施された組織的な是正処置の有効性の検証結果	(60) 暦日	(60) 暦日

重大な不適合事項に対する 15 日間の対応のために提出された情報が却下された場合、契約者は、顧客に対し、審査終了会議の日から最長 30 暦日以内に、却下の理由を解決し、不適合事項に対する受諾可能な対応策を提出するよう要請しなければならない。

重大な不適合（IATF 規則 5.11.1 項 e]~f] に列挙された全項目を含む）または軽微な不適合（IATF 規則 5.11.2 項 a]~e] に列挙された全項目を含む）に対する 60 日以内の対応のために提出された情報が却下された場合、認証機関は顧客に対し、審査終了会議日から最長 90 暦日以内に、却下の理由を解決し、許容可能な不適合対応を提出するよう求めるものとする。

現場監査の終了会議から最大90暦日以内に是正措置の実施を完了できない例外的な場合、契約者は、以下の条件が満たされた時点で、当該不適合を未解決ではあるが、100%解決されたときみなすものとする：

顧客：

- 顧客は、体系的な是正処置が実施され、その有効性が検証されるまで、封じ込めが実施されており、また実施され続けなければならないという証拠を提出する。
- 文書化された体系的な是正処置計画を提供する。この計画には、体系的な是正処置の実施に必要な処置、時期及び責任が詳述されている。

契約者：

- 契約者：100%解決判定の正当性が IATF NC CARA に記録される。
- 受理された是正処置計画に基づき、次回の定期審査の 90 暦日前までに、実地フォローアップ審査を予定する。

上記の必要な NC 管理表内に解決できない場合、不適合対応は不合格とし、最終審査結果は不合格とする。認証決定は否定的なものとし（IATF 規則第 5.12 項参照）、既存の認証は直ちに取消されるものとする。

IATF 規則第 5.11.1 項および第 5.11.2 項のタイミング要求事項に従って不適合回答を受領しない場合、最終審査結果は不合格とし、認証決定は否定的とし、既存の認証書は直ちに取下げなければならない。

3.2.5.1 不適合管理（追加審査時間）

オフサイトでの文書審査に基づいて検証された不適合は、その不適合が終了したとみなされるためには、次回の IATF 審査でオンサイトで検証されなければならない。これは、次回の IATF 定期審査での検証のための追加時間を意味する。IATF 規則 6 では、不適合 1 件につき少なくとも 30 分の追加審査時間を要求している。不適合 1 件あたりの審査時間は、評価およびリスクアセスメントの後、契約者により延長することができる。この追加時間は、発注時に顧客に請求される。

また、軽微な逸脱の場合、主任審査員が不適合を現場で確認する必要があると判断した場合には、特別審査が実施されることがある。

全ての NC マネジメント活動（特別審査等を含む）は、顧客に全額請求される。

3.2.6 特別審査

主な場合

- 特別現地審査が必要である。
- システムの是正処置の効果的な実施を確認するための特別現地審査は、審査チームのメンバーが 60 暦日の不適合対応を受諾するまで実施してはならない。

3.2.7 認証機関 X の審査のテュフ ラインランド（=契約者）への移管

顧客は、テュフ ラインランド（=契約者）への移管の意向について、移管前の認証機関に通知しなければならない。

顧客は、新たな認証機関との間で法的契約が締結された時点で、移管の意向を認証機関に通知しなければならない。

注 1：この通知により、新たな認証機関との間ですべての移管活動が完了するまで契約を延長することができる。これにより、IATF16949 認証書は、再認証審査期日（第 10.0 節を参照）から最大 120 暦日、または認証書の有効期限のいずれか早い日まで有効である。サーベイランス審査で移管が発生した場合、IATF16949 認証書は、サーベイランス審査期日から最大 210 暦日まで有効であることが認められる。
注記 2：認証機関は、移管活動が完了する前に、契約を取り消す、または顧客の認証を取り消す、その他の正当な理由がある場合がある。

3.2.8 テュフ ラインランド（契約者）から他の認証機関への移行審査

顧客と契約者との間の契約は、新しい IATF 認証機関への移行活動が完了するまで延長することができる。

顧客は、他の IATF 承認認証機関への移管または他の IATF 承認認証機関からの移管に関連する未解決の問題を解決するために、認証機関と協力するものとする。

3.2.9 IATF ロゴ

IATF ロゴの使用は、契約者が発行する認証書または適合証明書に表示されるものに限る。顧客による IATF ロゴのその他の使用は禁止する。

注記：顧客は、IATF ロゴの付いた IATF 16949 認証書をマーケティングおよび広告目的で複製することができる。

3.2.10 マルチサイト契約

契約者は、IATF16949 認証活動の提供について、顧客と法的契約（すなわち、法的強制力のある契約）を結ばなければならない。認証範囲に複数の顧客の所在地が含まれる場合、認証機関は、各顧客の所在地が認証機関と顧客の間の法的契約によってカバーされていることを確認するものとする。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
 アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
 51105 ケルン
 E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
 Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
 90431 ニュルンベルク
 E-Mail: intercert@de.tuv.com

3.2.11 再認証

再認証に合格した場合、認証書の有効期間は、再認証決定からさらに3年マイナス1日延長される。再認証審査および肯定的な認証決定は、有効期限内に行われなければならない。

3.2.12 サーベイランス審査

認証書の有効性を維持するため、現地での年次サーベイランス審査を最低限実施しなければならない。その期日は、初回認証審査の最終日に決定される。初回認証審査後の最初のサーベイランス審査は、以下のサーベイランス審査間隔に基づき、期日に予定されなければならない：

モニタリング間隔	12 か月
3年サイクルあたりの審査回数	2
許容期間	-3 か月 / +3 か月

サーベイランス審査は、上記表に従い、第2段階認証審査の最終日、再認証審査の最終日、または移管審査の最終日から実施する。サーベイランス審査の最終日は、最大許容タイミングを超えてはならない。契約者は、サーベイランス審査の最大許容時期を超過してから7日以内に、認証書を取り消し、IATF データベースの認証ステータスを更新し、認証書の取り消しを顧客に通知するものとする。

注記：この要件の唯一の例外は、顧客が移管手続き中の場合である。

3.3 ISO22000/FSSC22000 に関する補足条件

3.3.1 これらの追加条件は、以下に適用される。

- ISO 22000 - 食品安全マネジメントシステム - フードチェーンにおける全ての組織に対する要求事項
- FSSC 22000 食品 v6 (ISO 22000 + ISO / TS 22002-1)
- ISO / TS 22002-1 - 食品安全に関する前提条件プログラム - パート 1 : 食品製造
- FSSC 22000 包装 v6 (ISO 22000 + ISO / TS 22002-4)
- ISO / TS 22002-4 - 食品安全に関する前提条件プログラム - 第 4 部 : 食品包装材製造

3.3.2 ロゴの使用を含め、審査および認証プロセス全体の基礎となるのは、適用規格の要求事項および FSSC 22000 財団の追加文書、例えば FSSC 22000 Scheme v6, Part 2 (www.fssc.com)である。

3.3.3 ISO/TS 22002-1 および/または ISO/TS 22002-4 規格は、ISO 22000 と組み合わせのみ審査することができる。

3.3.4 ISO 22000 のためのマルチサイトサンプリングは、動物飼育、植物飼育、ケータリング、流通および/または輸送/保管の分野において、25ヶ所のサイトでのみ可能である。

3.3.5 契約者は、以下の情報を財団法人 FSSC22000 (Stationsweg 35, 4205 AA Gorinchem, Netherlands) に送信する権限を、顧客から取消不能の形で付与されるものとする：

- FSSC 22000 規格に従った審査の依頼、
- 審査手順の成否にかかわらず、FSSC 22000 規格に基づく注文、審査、認証に関する詳細な結果。この情報は、FSSC 22000 財団によってオンラインデータベース (保証プラットフォーム) および FSSC 22000 ホームページ (www.fssc.com) に保存される、
- 顧客から受領した重大な事象に対応する情報。

3.3.6 認証プロセス中に契約者が収集した情報は、極秘扱いとする。ただし、顧客は、FSSC22000 財団、認定機関、IAF、GFSI、および必要な場合は政府当局に対し、認証および審査プロセスに関連する情報を共有することを契約者に許可する。

3.3.7 顧客は、FSSC22000 財団および認定機関ならびにそれぞれの代表者および従業員に対し、必要なすべての情報への無制限のアクセスを認め、その権利を付与することに同意するものとする、

- 営業時間中または操業時間中に、敷地、事業所、操業・保管施設、輸送手段に立ち入ること、
- 検査または立会審査を実施すること、

- 認証企業に関する情報を FSSC 22000 財団および必要に応じて政府機関に伝えること、
- すべての文書および電子的なビジネス文書を検査し、確認すること、
- 必要な情報を要求すること。

重大な不適合が確認された場合、FSSC22000 財団は顧客に制裁を科すことができ、認証の撤回につながる可能性がある。

3.3.8 初回/再認証審査後およびその後3年以内に、少なくとも1回の抜き打ち FSSC22000 審査を実施しなければならない。顧客は、すべてのサーベイランス審査および再認証審査を抜き打ちの年次審査に置き換えることを自主的に選択することができる。顧客は、第2段階終了後2週間以内に、抜き打ちサーベイランス審査のブラックアウト日を書面にて契約者に通知しなければならない。ブラックアウト日とは、抜き打ち審査が実施できない日のことである (例：会社の休日、生産における大規模なメンテナンス作業など)。会社が自由に利用できるのは、暦年で10日間である。初回認証は公表される。

3.3.9 顧客が抜き打ち FSSC 22000 審査への参加を拒否した場合、認証書は直ちに一時停止されるものとし、顧客が審査日から6ヶ月以内に抜き打ち審査を実施する機会を明示的に契約者に与えない場合、認証書は連続して取り消されるものとする。

3.3.10 審査人が審査対象となる顧客の会社へ立ち入ることを許可されない場合、顧客は、受託者に発生したすべての費用、特に移動時間、移動費用、および審査計画の弁済について責任を負うものとする。

3.3.11 顧客は、3営業日以内に契約者に書面 (foodschemes@tuv.com) で報告しなければならない：

a) 重大な出来事。a) 重大な出来事。この意味での重大な出来事とは、特に次のものをいう：

- 認証の完全性が危険にさらされる場合、及び/又は FSSC 22000 財団の評判が失墜する可能性がある場合。これには以下が含まれるが、これらに限定されない：
- 食品安全問題の結果として規制当局から課される措置で、追加監視または強制的な生産停止が要求される場合；
- 食品安全または製品規制の遵守に関する法的手続き、訴追、不正行為、過失、
- 不正行為および汚職；
- 顧客が、製品に健康上のリスクがあること、または法的規制が遵守されていないことを発見した場合、
- 顧客に関連する公的な食品安全事象 (公的なりコール、撤回、災害、食品安全アウトブレイクなど)、
- 不可抗力、戦争、ストライキ、暴動、地政学的不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、パンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキングなどの自然または人為的災害の結果として、食品安全または認証の完全性を脅かす特別な出来事。

b) 以下の変更：

- プログラムの要件遵守に影響を及ぼす重大な変更。変更の重要性について疑問がある場合は、契約者に問い合わせること、
- 組織名、連絡先住所、所在地の詳細の変更、
- 組織の変更 (法的、商業的、組織的地位、所有権など)、経営陣の変更 (主要幹部、意思決定者、技術スタッフなど)、
- 食品安全マネジメントシステム、活動分野、認証されたマネジメントシステムが対象とする製品カテゴリーに対する主な変更 (新製品、新しい加工ラインなど)、
- 認証書上の情報が不正確になるようなその他の変更

3.3.12 契約者は、状況を評価するために適切な措置を講じ、必要な場合は適切な措置または検証活動をとるものとする。これらの活動は、顧客の認証ステータスに影響を及ぼす可能性がある。

3.3.13 重大な事象による追加作業 (修正及び是正措置の見直し等) の結果発生した費用は、顧客の負担とし、期間及び材料ベースで請求するものとする。これは、2.5項に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.3.14 顧客は、審査報告書および認証書の所有者である。認証書および審査報告書の内容の所有権は、契約者が有する。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
 アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
 51105 ケルン
 E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
 Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
 90431 ニュルンベルク
 E-Mail: intercert@de.tuv.com

3.3.15 顧客の要求に応じて、契約者は、利用可能な機能を使用して、顧客が保証プラットフォームに登録されている関連組織プロフィール、審査および認証データに積極的にアクセスできるようにする。

3.3.16 両当事者は、認定機関/規格設定者/認証プログラム所有者の指示により許可される場合、現地審査の代わりに遠隔審査を実施することに合意することができる。

3.3.17 顧客は、契約者および Foundation FSSC 22000 が、その認証状態に関する情報を外部の関係者と共有することを許可する。

3.3.18 FSMS（食品安全マネジメントシステム）認証マークおよび/または顧客が認証された FSMS を有していることを示す文言を、製品および製品包装（一次包装（製品を含む）、外装または二次包装）に使用することは許可されない。

3.4 国際規格 IFS Food / IFS Logistics 及び IFS Broker に基づく製品認証のための追加条件

3.4.1 以下の追加条件は、以下の国際的に認められた規格に従った製品認証に適用される。

- IFS Food v8 - 食品安全性及び品質に関する製品及び工程の適合性審査基準
- IFS Logistics v3 - 製品の安全性及び品質に関する物流サービスの審査基準
- IFS Broker v3.2 - 製品の品質及び安全性に関する貿易代理店、輸入業者及びブローカーのサービス適合性審査基準

3.4.2 ロゴの使用を含む審査及び認証プロセス全体の基礎は、適用される規格及び IFS マネジメント GmbH の補足文書（IFS のガイドライン/ドクトリン等）の要求事項である。

3.4.3 審査は、認証の準備の審査が正常に完了し、契約者と顧客の意見の相違が解決された後にのみ予定することができる。

3.4.4 会社は、最終審査日から最長 4 週間以内に、修正証明を含む完了した行動計画を審査員に提出する。

3.4.5 IFS ロジスティクスを除き、複数の拠点におけるマルチサイト認証は実施しない。

3.4.6 受託者は、IFS の証明書/ロゴが競争目的、特に広告目的で制限なく使用できることを保証しない。

3.4.7 受託者は、以下の情報（以下「データ」といいます）を IFS Management GmbH, Am Weidendamm 1A, 10117 Berlin に送信する権限を、顧客から取消不能の形で付与されるものとする。以下のデータは、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）に従い、IFS Management GmbH の IFS データベースに保存される：

- IFS 規格に準拠した審査の依頼。
- 審査プロセスの成否にかかわらず、IFS 規格に基づく注文、審査、認証に関する詳細な結果。
 - 氏名、連絡先、社内での役職。
これは、顧客の IFS 規格に対する審査と連動して行われる。これらのデータは、IFS マネジメント GmbH が顧客、審査人、認証機関から受け取る審査報告書に含まれる。また、IFS マネジメント GmbH のウェブサイト（<https://ifs-web-prod.ifs-certification.com/en/>）のログインエリアにもデータを表示することができる。このデータは、ログインエリアの利用登録を行った小売業者が閲覧することができる。
- 顧客から受領した重大な事象に対応する情報

3.4.8 認証の不合格及び合格・不合格の詳細な結果を、IFS マネジメント GmbH がオンラインデータベースを通じて食品小売業者に提供するかどうかは、顧客の自由とする。

3.4.9 顧客は、「IFS インテグリティ・プログラム」の範囲内で、認定機関及び IFS マネジメント GmbH、並びにそれらの代表者及び従業員に対し、必要な全ての情報に無制限にアクセスする権利を付与することに同意する：

- 営業時間または業務時間中に、敷地、事業所、事業所及び保管施設、並びに輸送手段に立ち入ること、
- 検査を実施すること、
- すべての文書および電子的なビジネス文書を検査し、確認すること、
- 必要な情報を要求すること。
- 抜き打ち審査を実施する。

重大な違反が発見された場合、IFS マネジメント GmbH は、顧客に制裁を科すことができ、その結果、証明書が撤回される場合がある。

3.4.10 3 年以内に少なくとも 1 回の抜き打ち IFS 食品アセスメント/IFS ロジスティクス審査を実施しなければならない。不参加の場合、認証は継続されず、発生した費用は顧客が負担する。顧客は、抜き打ち審査が実施できない 10 日/年（例：会社の休日）を書面にて契約者に通知するものとする。さらなる情報（抜き打ち審査の審査手順など）は、規格設定者のホームページ（www.ifs-certification.com）に掲載されている。

3.4.11 顧客は、重大な事象が発生した場合、3 営業日以内に契約者に書面にて通知しなければならない（foodschemes@tuv.com）。この意味での重大な出来事とは、特に以下のものを指す：

- 製品の安全性または製品規制の遵守に関する法的措置、
- 製品が健康上のリスクを含んでいること、または法的規制が遵守されていないことを顧客が発見した場合、
- 食品安全性または合法性に関連する法的手続き、起訴およびその結果、
- 顧客に関連する食品安全に関する公的事象（公的リコール、災害など）、
- 戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、パンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキング、その他の自然災害または人災など、食品安全または認証に重大な脅威をもたらす異常事態、
- 会社が認証要件に適合する能力に影響を及ぼす可能性のある変更（例えば、物流会社が製品の所有者である場合、又は手続きの開始に責任がある場合、物流会社によって引き起こされる製品 回収/撤回、組織及び経営陣の変更、食品/物流サービスの重要な変更、連絡先住所及び事業所の変更、事業所の新しい住所等）。

3.4.12 契約者は、状況进行评估するために適切な措置を講じ、必要に応じて、適切な措置又は検証活動を行うものとする。これらの活動は、顧客の認証状況に影響を及ぼす可能性がある。

3.4.13 重大な事象による追加作業（修正及び是正措置の見直し等）の結果発生した費用は、顧客の負担とし、期間及び材料ベースで請求するものとする。これは、2.5 項に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.4.14 両当事者は、認定機関/基準設定主体/認証プログラム所有者の指示により許可される場合に限り、現地審査の代わりに IFS ブローカー遠隔審査を実施することに合意することができる。以下の条件が適用される。

- 顧客が積極的に IFS Broker 認定を受けている、
- 顧客が適切な IT インフラ及び環境（インターネットへのアクセス等）を有している、
- 顧客は、すべての関連文書及び記録をオンラインで入手可能な状態にあるか、または必要に応じてさらに文書や記録を電子化できるように、文書スキャナ等を備えている。

3.5 BRC グローバルスタンダード食品安全/BRCGS 包装材に基づく製品認証の補足条件

3.5.1 これらの追加条件は、国際的に認知された BRCGS 規格に従った製品認証に適用される：

- BRC グローバルスタンダード食品安全 v9、
- BRCGS Packaging Materials v6 に従った製品認証に適用される。2025 年 4 月 27 日まで、
- 2025 年 4 月 28 日以降のすべての審査については、BRC Global Standard Packaging Materials v7 が適用される。2025 年 4 月 28 日以降のすべての審査に適用される。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

3.5.2 ロゴの使用を含め、審査および認証プロセス全体の基礎は、適用される規格の要求事項である。これには、顧客から委託された「任意モジュール」も含まれる。詳細については、規格所有者のホームページ (www.brcgs.com) を参照のこと。

3.5.3 審査計画は、認証準備審査が成功裏に完了し、契約者と顧客の意見の相違が解消された後のみ実施することができる。

3.5.4 複数の場所でのグループ認証は実施しない。

3.5.5 認証書が一時停止または失効した場合、顧客は、認証書の一時停止または失効に至った状況を直ちに顧客に通知しなければならない。顧客には、認証の地位を回復するために講じられた是正措置を通知するものとする。

3.5.6 契約者は、以下の情報を "BRCGS" に送信する権限を顧客から取消不能で付与されるものとする：

- BRCGS に従った試験の依頼、
- 課題、審査および BRCGS 認証に関連する詳細な結果（審査プロセスの成否にかかわらず）。(例：審査報告書のコピー、証明書およびその他の審査関連文書)、
- 顧客から受領した重大な事象に対応する情報。

"BRCGS" は、審査報告書および証明書を顧客のカスタマーに公開することができる。この公開は、顧客により、BRCGS ディレクトリを通じていつでもウェブサイトから削除することができる。

3.5.7 顧客は、"BRCGS" および認定機関ならびにその代理人および従業員に対し、必要なすべての情報への無制限のアクセス権および以下の権利を付与することに同意するものとします。

- 営業時間中または運営時間中に、敷地、事業所、運営・保管施設および輸送手段に立ち入ること、
- 審査を実施する、
- すべての文書および電子的なビジネス文書を検査し、確認する、
- 必要な情報を要求し
- 抜き打ち審査を実施する。

重大な違反が発見された場合、"BRCGS" は顧客に対して制裁を科すことができ、認証の撤回につながることもある。この規定は、"自主的モジュール"の一部として考慮される他の基準所有者にも適用される。

3.5.8 顧客は、重大な事象が発生した場合、3 営業日以内に契約者に書面 (foodschemes@tuv.com) にて通知しなければならない。この意味での重大な出来事とは、特に以下のものを指す：

- 製品の安全性または製品規制の遵守に関する法的措置、
- 製品に健康上のリスクがあること、または法的規制が遵守されていないこと、
- 食品安全性または合法性に関連する法的手続き、起訴およびその結果、
- 顧客に関連する食品安全に関する公的事象（公的リコール、災害など）、
- 戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、パンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキング、その他の自然災害または人災など、食品安全または認証に重大な脅威をもたらす例外的事象。

3.5.9 契約者側としては、状況を評価し、必要であれば適切な措置を講じ、または活動を見直すために適切な措置を講じるものとする。これらの活動は、顧客の認証状況に影響を及ぼす可能性がある。

3.5.10 費用 重大な事象による追加作業（例えば、修正及び是正措置の見直し）の結果発生した費用は、顧客の負担とし、期間及び材料ベースで請求するものとする。これは、2.5 項に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.5.11 以下の条件のもと、3 年以内に少なくとも 1 回の抜き打ち BRCGS グローバルスタンダード審査を実施しなければならない。

- 顧客は、前回の審査から 6 ヶ月以内に、抜き打ちサーベイランス審査のブラックアウト日を書面で契約者に通知しなければならない。ブラックアウト日とは、抜き打ち審査が実施できない日のことである（例：会社の休日、生産における大規模なメンテナンス作業など）。会社には、このために暦年で 10 日間が与えられる（6 ヶ月の審査計画を持つ

会社（例えば、食品規格 C または D 等級の認証を受けている会社）は、最大 5 日間を指定することができる）、

- 不参加の場合、認証は継続されず、発生した費用は顧客が負担しなければならない。

3.5.12 契約当事者は、混合審査の実施に合意することができる。混合審査とは、遠隔審査と現地審査からなる審査である。次の条件が適用される（2.7 も参照）：

- 顧客が、国際的に認知された BRCGS 規格（3.5.1 参照）のいずれかから従って積極的に認証を受けている、
- は、再認証審査に適用され、初回の BRCGS 審査には適用されない、
- 全ての関連文書が、遠隔評価のために顧客がオンラインで入手可能である。

3.5.13 顧客は、認証機関の認証決定に対して異議を申し立てる権利を有する。かかる異議申立ては、認証決定受領後 7 暦日以内に、書面にて認証機関に提出しなければならない。不服申立てが不成立の場合、認証機関は、不服申立ての実施に要する費用を請求する権利を有する。

3.6 航空宇宙産業 EN/AS 9100 に関する補足条件

3.6.1 これらの追加条件は、国際的に認知された規格 EN 9100ff に従った認証に適用される。

3.6.2 受託者は、EN 9100 シリーズに準拠した認証書発行の基準及び方法の正しい適用を検証するために必要な範囲で、Deutsche Akkreditierungsstelle GmbH (DAkkS)、航空当局及びBDLI (Bundesverband der Deutschen Luft- und Raumfahrtindustrie e.V.) のメンバー企業に対し、情報の権利を付与する権限を有する。これには、DAkkS (旧 DGA 及び TGA) による認証機関の認定に関する情報及び文書の提供が含まれる。組織は、認証機関の審査プロセスの有効性の立会サーベイランスまたは評価の一環として、認定機関、OP 審査員、顧客代表、規制当局が認証機関の審査に同行することに同意しなければならない。

3.6.3 顧客は、サプライヤが OASIS データベース ("OASIS" = Online Aerospace Supplier Information System) にレベル 1 データ (AQMS 規格 ("AQMS" = 航空宇宙品質マネジメントシステム) の発行済み認証書に関する情報 - パブリックドメイン) 及びレベル 2 データ (審査、評価、不適合、是正処置、検査及び一時停止に関する情報及びその結果 - プライベートドメイン) を登録することを認めなければならない。顧客は、航空宇宙・防衛産業の顧客および公的機関の要請に応じて、OASIS データベースに含まれるレベル 2 データへのアクセス権を与えなければならない。ただし、アクセス権を与えない正当な理由（競争、機密性、利害の衝突など）がある場合はこの限りでない。

3.6.4 顧客は、OASIS データベースに組織の OASIS データベース管理者として登録する従業員を任命しなければならない。

3.6.5 初回認証審査の第 1 段階審査は、現地で実施されなければならない。第 1 段階と第 2 段階を続けて直接実施することはできない。

3.6.6 認証範囲内に複数のサイトを持つ組織の場合、組織は EN 9104-001 の附属書 B の規準に基づく構造に割り当てられる。この分類は、各サイトの審査日数算出の基礎となる。

3.6.7 顧客は、正当な理由（競争、機密保持、利害の衝突など）がない限り、顧客及び潜在的顧客の要求に応じて、審査報告書及び関連文書・記録の写しを利用可能にする義務がある。

3.6.8 認証書は、すべての不適合が根本原因分析によって是正され、その是正処置が認証機関によって受け入れられ検証された場合のみ発行されるものとする。

3.6.9 EN 9101 に基づき、不適合事項の是正処置は、その分類に応じて、不適合事項の特定から 30 日以内に組織から審査チームリーダーに提出されなければならない。組織が不適合報告書 (NCR) の発行から 60 日以内に関連規格への適合性が回復したことを証明できない場合、認証機関は認証の一時停止手続きを開始しなければならない。AQMS 認証を受けた組織が AQMS 規格の認証を失った場合は、航空宇宙・防衛分野の顧客に直ちに通知しなければならない。

3.6.10 機密情報/輸出管理要件：委託および審査実施前に、顧客は認証機関に機密情報または輸出管理要件について通知し、これらの側面を契約および審査計画に含めることができるようにしなければならない。審査中に、審査員および該当する場合は立会人/OP 審査員の特定のエリアへの立ち入りが制限される場合、適宜審査を

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

受けたエリア／プロセスのみを認証範囲に含めることができるため、顧客および認証機関は、審査中にこれらのエリアへの立ち入りかどのように行われるかを明確にしなければならない。プロセスの除外は、規格の要求事項に従ってのみ認められる。

3.7 ISO 45001 及び SCC/SCP に関する補足条件

3.7.1 以下の追加条件は、以下の国際的に認められた規格に対する安全衛生マネジメントシステムの認証に適用される。

- 認証に適用される。
- に準拠した安全、衛生、環境保護分野のマネジメントシステムの認証に適用される。
- SCC (契約者/製造業) および
- SCP (人材サービスプロバイダー) である。

3.7.2 ISO 45001 の初回認証の場合、レベル 1 審査を現場で実施しなければならない。

3.7.3 SCC 認証の場合、顧客は審査員に各工事現場への立ち入りを許可することを約束する。対応する建設現場リストを、審査の 3 週間前までに審査チームリーダーに提出しなければならない。

3.7.4 SCP 認証の場合、顧客は関連する建設現場またはプロジェクトへの立ち入りを許可することを約束する。雇用主が会社、建設現場、またはプロジェクトへの立ち入りを拒否する場合、派遣会社は、審査員がこれらの人と面談できるように、審査に適した派遣労働者を顧客の本社または関連支社に派遣しなければならない。

3.7.5 SCC または SCP の認証を受けた顧客は、認証の有効期間中、SCC ロゴを使用する権利を申請することができる。

3.7.6 顧客は、公式介入を必要とする重大な安全衛生事故または法的義務違反が社内でも発生した場合、直ちに契約者に通知する義務を負う。この意味での安全衛生に関連する重大な事故とは、特に刑事上または行政上の捜査につながった場合を想定する。その後、使用者は短期臨時審査が必要かどうかを決定する (2.5 参照)。労働安全衛生マネジメントシステムが認証要件に著しく違反していることが判明した場合、契約者は認証の一時停止または撤回につながる措置を講じなければならない。重大な違反は、例えば、致命的な結果を伴う労働災害が発生した場合に発生したとみなされる。

3.8 他の テュフ ラインランド会社に関する補足条件

他の テュフ ラインランド会社 (SA 8000, IRIS など) により認定が実施されるマネジメントシステム認証については、規格固有の追加認証条件が適用される。

3.9 ISO/IEC 27001 に基づく ISMS 追加条件

ISO/IEC 27001 に基づく ISM システムには、マルチサイト認証に関する 2.6 項の要件に加えて、以下の要件が適用される：

3.9.1 マルチサイト認証は、すべてのサイトの要求事項をカバーする ISM システムが実施されていれば、同様のサイトを複数持つ組織にも適用できる。

以下の条件下で、組織に対して認証書 (拠点リストを含む) を発行することができる：

- a) 全拠点が同一の ISM システムを有し、一元的に管理・監視され、内部審査とマネジメントレビューを受けている、
- b) すべての事業所が、会社の内部審査プログラムとマネジメントレビューに含まれている、
- c) 最初の契約審査では、サンプルの選定において、異なる拠点が適切に考慮されていることを確認する。
- d) 代表的な数の拠点が、以下の点を考慮して契約者によって選定される：
 - 本社および事業所の内部審査結果
 - マネジメントレビューの結果
 - 拠点の規模が異なる
 - ウェブサイトの事業目的の違い

- ISMS の複雑さ
- 各拠点の情報システムの複雑さ
- 仕事の進め方の違い
- 現在の活動の違い
- 重要な情報システムとの相互作用や機密データの処理の可能性
- 法的要件の違い

e) 代表サンプルとは、顧客の ISMS の適用範囲に含まれるすべての拠点を指し、d) の評価とランダムな要因に基づいている。

f) 認証に先立ち、重大なリスクが存在するすべての拠点を審査しなければならない。

g) サーベイランス審査プログラムは、すべての拠点が合理的な期間内に審査されるように設計されている。

h) あるサイトでの不適合に対する是正処置は、マルチサイト認証の範囲内のすべてのサイトに適用されなければならない。

3.10 ISO/IEC 20000-1、ISO 22301 および ISO/IEC 27001 に関する補足条件

組織に、機密情報または機微情報を含むために審査チームの検査に供することができないマネジメントシステムの記録がある場合は、その理由を付してチュフ ラインランドに通知しなければならない。

この機密情報がない場合、マネジメントシステムを適切に審査できるかどうかの判断が下される。あるいは、特定された機密または機微な記録を確認することなく、マネジメントシステムを適切に審査することは不可能であると結論付けられた場合、両当事者が認める仲介者がその情報を確認し、確認するか、または審査を実施しないことができる。

3.11 ISO 50001 に従ったエネルギーマネジメントシステムの認証に関する補足条件

3.11.1 認証は、有効な国際認定規格 ISO 50003 の要求事項を満たさなければならない。

3.11.2 複数の拠点がある認証については、2.6 項の条件が適用される。従業員のいない拠点は、審査期間を決定する際、追加拠点としてカウントされないが、全体的な審査 サイクル (3 年) の中で適切に考慮/審査されなければならない。

3.11.3 正当な例外的ケース (零細企業、ISO14001 審査、EMAS バリデーション、GHG 検証を通じた認証機関に関する十分な最新知識) においては、審査第 1 段階と審査第 2 段階を、審査中止のリスクが顧客に明確に説明されている場合に限り、互いに直ちに実施することができる。ただし、審査中止のリスクが顧客に明確に説明されている場合に限る。

3.12 ISO/IEC 17021 と連動した ISO/IEC 17065 に基づく AZAV に従った機関及び手段の承認の補足/逸脱条件

3.12.1 TÜV Rheinland Cert GmbH (以下「FKS」という) の SGB III/AZAV に準拠したプロバイダーおよび措置の認証機関は、SGB III / AZAV に準拠した労働市場サービスを提供するすべてのプロバイダーにサービスを提供する。これによりプロバイダーは、中立的な認証機関によって、SGB III / AZAV に規定された要求事項を満たしていることを証明することができる。

付帯条件は以下の通りである：

- AZAV プロバイダー認可基準におけるプロバイダーの品質保証システムの認証 (システム認証)。
- AZAV 対策認定基準における組織の対策認定 (製品認定)。

3.12.2 事業者・措置の認定に関する拘束力のある法的根拠は、SGB III (社会法典第 3 巻) および AZAV (雇用促進のための認定・認可規則) の規定、ならびに現在有効なバージョンの関連ガイドラインおよび規則である。加えて、ISO/IEC 17021、ISO/IEC 17065、ISO 19011 などの認定要求事項、および SGB III 第 182 条に基づく諮問委員会および DAKKS の責任部門委員会の現行の技術および勧告が、法的規制に反しない限りにおいて適用される。

その他の適用規格としては、例えば ISO9001 または類似の規格がある。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
 アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
 51105 ケルン
 E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
 Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
 90431 ニュルンベルク
 E-Mail: intercert@de.tuv.com

3.12.3 認証およびモニタリングの手順は、各規格のプロセスに基づいている。組織の承認は5年間付与される。対策の承認は、定期的に3年間付与される。サーベイランス審査は1年ごとに実施される。

サーベイランス審査の実施期間は、期限日(初回認可の最終審査日)から4週間を差し引いた日、または4週間を加えた日とする。

認可が失効した場合(事業者認可は5年後、措置認可は3年後)、新たな認可が必要となる。認証書またはライセンスの再認証または延長はできない。

3.12.4 教育機関は、教育機関としての認可を受けるために、TCSに正式な申請書を提出しなければならない。申請書を提出する際、教育機関には、真実の情報を提供し、関連する証拠をデジタル形式で提供する義務がある:

- 認証されるシステムの種類と範囲
- 申請する製造販売承認の種類と範囲(1~6部門)
- 法的地位
- 既存の認証、ライセンス、および該当する場合は特別認可
- 営業許可の状況、前科、調査手続、その他申請者の信頼性に関する必要な情報
- 組織の財政的・技術的能力およびインフラの適切性
- 組織・人員構成および申請部門のプロセスの適切性
- 現在の労働市場サービス施策の範囲
- 参加者との契約合意

3.12.5 申請書では、以下の点について拘束力のある宣言をしなければならない。

- TCSへの報告義務の遵守、特に認証要件の変更または取消の場合
- 審査手順およびプロセスの一環として、権限を付与されたグループに対して、社内の影響を受ける組織単位へのアクセスを許可すること。

3.12.6 申請書の審査後、TCSはその結果を当該機関に通知し、必要な改善を要請し、認証手続きに関与する他の機関、担当者、期間を指定する。

3.12.7 TCSが申請書または申告書に虚偽を発見した場合、申請書は却下される。これらの発見が認証手続中または認証手続後に初めて判明した場合、手続は取消され、および/または認証書は撤回される。さらに、TCSは法的措置をとる権利を留保する。

3.12.8 AZAVに基づく協会の認証には、一般的な認証条件から逸脱して以下の規定が適用される:

独立した法人である組織は、AZAVの意味においても独立した組織とみなされる。

法的に独立した複数の組織からなる団体は、共同で認可を申請することはできない。各スポンサーは、法人であるか自然人であるかにかかわらず、FCSに自組織の認可を申請しなければならない。

したがって、ネットワーク認証は、法的に従属する所在地を有する組織、および/または支店機能のみを有する支店を有する組織にのみ適用することができる。

これには、外部委託された訓練場所/訓練施設(地下室、作業場、練習場など)、管理上の場所、またはサービスが提供もしくは管理されるその他の場所も含まれる。

3.12.9 FCSは、スポンサーライセンスの変更について通知されなければならない。これは特に、機関の法的、経済的、組織的地位または所有構造、組織、経営陣および責任者、承認された専門領域、リソースおよび場所、ならびに機関の承認要件遵守に影響を及ぼすその他の事項(公的調査手続の開始など)に関連する変更に関連する。

さらに、当該機関が認証要件を履行する能力に影響を及ぼす可能性のあるすべての事項や状況を報告しなければならない。教育機関が認証要件を履行する能力に影響があるかどうかの最終的な評価は、TCSが行う。

変更は、事象の発生直前、遅くとも報告対象事象の発生から2週間以内にTCSに報告されなければならない。

3.12.10 報告義務違反が発覚した場合、TCSは、3ヶ月の資格停止からライセンスの取り下げまでの適切な措置をとることができる。FKSは、さらなる法的措置をとる権利を留保する。

3.12.11 継続的職業訓練または活性化・職業統合措置の認可を受けるためには、通常、開始予定時期の3カ月前までに、正式な申請書をTCSに提出しなければならない。措置の認可は、認可された提供者のみが申請できる。FKSが指定する申請書類を使用しなければならない。

この申請において、教育機関は少なくとも以下の情報と書類を提出しなければならない:

- FbWおよびAVGSの専門分野に分けて、申請する措置の番号、種類、経済分野および目的
- 施策の通知リスト、施策の簡単な説明、施策のコンセプト、ニーズ分析
- 目的、対象者、適性評価、不在管理、完了した対策の成功のモニタリング、配置活動
- 申請された対策の期間、スケジュール、費用
- 実現が意図される場所の位置とインフラの種類
- 配置される教職員の資格、専門知識、職業経験、実際の配置と拘束時間
- 参加者に関する書類(研修契約書、インターンシップ契約書、データ保護、参加証明書、証明書)
- 実施に必要な認可の種類と範囲
- 連邦または州の規制に対する融資の確保
- 既に付与された認可または既に実施された申請手続とその結果
- その他TCSが要求するすべての証拠書類

他の独立機関からの認証または承認は、AZAVに従った承認手続きに相当する手続きにおいて、その全部または一部が承認される。これらは、手続開始前に認証機関に通知し、適切な文書によって証明されなければならない。

他の所轄機関により承認された組織は、FKS TÜV Rheinland Cert GmbHに対して措置を申請することはできない。

3.12.12 措置の認可手続きは、TCSによる書面による申請審査(適合性審査)から始まる。組織は、審査結果の通知、コメント/補正事項、担当審査員、及び基準選定のために指定された無作為サンプルを受け取る。この手続きは、申請受理後3ヶ月以内に完了しなければならない。正当な理由がある場合は、1回限りの期限延長を申請することができる。

3.12.13 施策の承認は一般的に文書チェック(オフサイト)の形で実施される。これはスポンサーの承認後、または有効なスポンサーの承認内であればいつでも実施できる。

3.12.14 施策が初めて承認される場合、又はこれまでスポンサーに関連しなかった専門家又は経済部門からの施策が承認される場合、施策承認の一環として、現地調査(施設、特殊設備等)も要求される場合がある。過去に承認された措置の数に対する新規承認の一定の割合からも、同様のことが適用される。

3.12.15 承認の際、治験顧客は、申請されたすべての措置をチェックすること、又はTCSがランダムサンプリング手順を適用することを要請することができる。

ランダム・サンプル・チェック(参照選択)は、活性化および職業統合措置、ならびに、継続的職業訓練措置にのみ、また、これらが連邦雇用庁の指定平均費用率(BDKS)の範囲内である場合にのみ使用することができる。

サンプル・サイズは以下の通りである:

- 施策の種類と数
- 経済分野または措置の目的
- 措置の期間
- 雇用主とのプログラムの一部の有無(AVGSのみ)

サンプリングの仕様およびサンプリング検査で遵守すべき条件は、連邦雇用庁諮問委員会の各有効勧告または担当DAKKS部門委員会の仕様に規定されている。

リファレンスセレクションを通じて措置を認可する場合、リファレンスセレクションに含まれ、その後チェックされるすべての措置について、認可要件を実際に満たさなければならない。ある措置が認可要件を満たさない場合、新たな無作為サンプルが決定される。このサンプルも要件を満たさない場合、この簡易手続に基づき申請されたすべての措置の承認は除外される。

3.12.16 BDKSを超える措置は、参照選定に含めることはできない。BDKSを超える全ての措置は完全にチェックされる。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話: +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

算出された対策費用が BDKS を 25%以上超過する場合、これらの対策の承認には連邦雇用庁の同意が必要となる。

3.12.17 その後、措置の承認において不備が確認された場合、TCS の手続きおよび決定は、不備が措置の承認前か承認後かによって異なる。その結果としての TCS の手続は、諮問委員会の勧告に規定される。

3.12.18 措置が他の組織と協力して実施される場合、関係する組織のいずれがその措置の責任を負うかを決定しなければならない。その後、この組織がその対策を承認のために提出する。例えば、施策の実施に 50%以上関与する組織は、その施策を承認のために提出しなければならない。

第 182 条 SGB III に従った諮問委員会の現行勧告に含まれる下請契約に関する規制を遵守しなければならない。

3.12.19 措置の内容、達成可能な資格、期間、または価格に重大な影響を及ぼす措置の変更は、主催者が要請しなければならない。これは、予定された会場の変更にも適用される。変更を遡及して申請または承認することはできない。

3.12.20 報告義務違反が確認された場合、TCS は承認の取り消しを含む適切な措置をとることができる。TCS は、さらなる法的措置をとる権利を留保する。

3.12.21 モニタリング審査は年 1 回の間隔で実施される。これは、認可された措置の監視にも適用される。

3.12.22 事業者の認定措置の監視は、無作為サンプル審査に基づいて実施される。管轄機関が審査する措置の範囲内の措置数を決定するために、各専門分野ごとに基準選択を行わなければならない (AZAV 第 5 条(1)第 3 項第 1 号及び第 4 号)。無作為サンプル審査の仕様は、第 182 条 SGB III に従った諮問委員会のそれぞれの有効な勧告に規定されている。

3.12.23 サバイランス審査中に確認された措置の承認に不備があった場合、TCS の手続及び決定は、その不備が措置の承認前か承認後かに基づくものとする。TCS の手続 (最大 3 カ月の是正のための一時停止または認可の取消) は、諮問委員会の勧告に定められている。

3.12.24 提供者証明書は、証明書に必要な付属書を含め、SGB III、AZAV、SGB III 第 182 条に従った諮問委員会の勧告、および認定要件の要件に従って作成される。

3.12.25 SGB III、AZAV、SGB III 第 182 条に基づく諮問委員会の勧告、および認定規則の要件に従い、措置証明書および必要な付属書が発行される。対策は専門分野ごとに分けて提示される。不備があった場合、認定証は最長 3 ヶ月間停止または撤回される。

3.12.26 認可された措置に変更があった場合は、TCS に通知しなければならない。これは特に、措置の期間、内容、手順、計算および料金の変更、新たな場所の追加または場所の廃止、教員、トレーナー、教育者などの主たる責任者の人事異動、監督官庁などの第三者による承認の変更にも適用される。

さらに、認定措置に影響を及ぼす可能性のあるすべての事項や状況を報告しなければならない。認定要件が引き続き満たされているかどうかの最終的な評価は、TCS の責任である。したがって、疑義が生じた場合には、そのような事実または状況を直ちに報告しなければならない。

変更は、事象が発生する直前、遅くとも報告対象事象の発生から 2 週間以内、TCS に報告されなければならない (3.12.9 項参照)。

3.12.27 審査員/評価員のすべての活動および TCS の決定は、手数料の対象となる。通知、結果、および決定は、報告書の形式で書面にて認定機関に送付されるものとする。

3.12.28 解除に関する 1.4.10 項の規定に加えて、承認された措置は、スポンサーとしての承認を確認する他の管轄機関からの有効なスポンサー証明書が提示されることを条件として、一般に、それぞれの有効期間が満了するまで承認を維持する。措置は、FKS TÜV Rheinland Cert GmbH により引き続き監視される。SGB III 条第 182 項に基づく諮問委員会の勧告の規定が適用される。

スポンサーおよび措置の認可の枠内で TCS が下したすべての決定に対しては、決定受領後 4 週間以内に異議を申し立てることができる。

3.13 承認関連要求事項または道路交通法 Teilegutachten / ARR (承認関連要求事項) を有するマネジメントシステムの審査に関する補足規定

審査はサンプルベースで実施され、すべての側面を完全に審査するものではない。審査には固有の限界があり、審査時に提供された情報に基づいている。

3.13.1: Kraftfahrt Bundesamt (KBA/連邦自動車交通局)

3.13.1.1 一般規定 KBA

3.13.1.1.1 Kraftfahrt Bundesamt の "技術サービスの指定/承認に関する規則 (カテゴリ C)" は、現行版を適用する。

3.13.1.1.2 発注者は、各審査サイクル及び関連する変更があった場合、契約者 (以下、技術サービスという) に対し、既存の承認又は計画された承認に関する情報を提供しなければならない。

3.13.1.1.3 承認及び市場監視当局は、型式承認に関連する審査報告書、品質記録及びその他の文書をいつでも要求する権利を有しなければならない。

3.13.1.1.4 顧客は、審査 (ARR) の一部として作成された証明書、CoP に関する報告書、審査報告書等又はその一部を誤解を招くような方法で使用してはならない。

3.13.1.1.5 顧客及び型式承認の保有者又は潜在的保有者は、承認保有者の権利及び義務 (規則 (EU) 2018/858, 規則 (EU) 167/2013, 規則 (EU) 168/2013, Kraftfahrt Bundesamt の "初期評価 (MAB) に関する情報シート" から生じるものを含む) の対象となることを通知される。これらの権利と義務は、アセスメントプロセスに関係なく適用される。

3.13.1.1.6 顧客及び型式承認保有者は、承認された特性を定期的に検証するためのプログラム/CoP-管理計画を策定するものとする。検査の種類、間隔及びサンプルサイズは正当化されなければならない、適用される法律に準拠しなければならない。実施に関する記録は、適切な期間保管されなければならない。

3.13.1.1.7 顧客及び型式承認保有者は、適切な間隔で内部審査を実施し、承認関連要求事項の充足を評価し、管理者がそれを評価するものとする。

3.13.1.1.8 顧客及び型式承認保有者が、関連対象物の全部又は重要な部分を法的に独立した会社 (外部製造事業所) で製造させている場合、その会社が製造監視義務をどの程度果たしているかは、審査中に評価される。

3.13.1.1.9 外部製造事業所の QM システムの必要な証明は、技術サービスによる審査又は次の代替手段によって行うことができる:

- 外部生産施設の適切な QM 認証書 (ISO 9001:2015, IATF 16949:2016、または類似のものなど) を証明するもので、認定された認証機関により発行されたものでなければならない。
- 承認された対象物の外部生産 (KBA) の場合、生産施設は、Kraftfahrt Bundesamt の現行の「初期アセスメント (MAB) に関する情報シート」の要求事項に準拠しなければならない。

3.13.1.1.10 ARR 認証書の有効期間中、顧客は直ちに次の情報を技術サービスに提供しなければならない:

- 製造工程に関する変更
- 製造事業所に関する変更

3.13.1.1.11 承認者又は承認候補者に対する審査の結果として、"CoP 報告書" が作成され、技術サービスによって Kraftfahrt Bundesamt に送付される。

3.13.1.1.12 重大な不適合は、ISO/IEC 17021-1 の要求事項を超えて、次のように定義される:

- 次のリスクがある。
 - o 承認マークの付いた承認されていない製品が市場に出回る、又は承認されているかのような印象が与えられるリスクがある。
 - o 承認に適合しない製品が市場に出回る可能性がある。
 - o 欠陥製品を回収できない。
- 承認者が承認の規定から逸脱し、直ちに適切な是正措置をとらない。
- その他承認に関連する要求事項に対する重大な違反。

3.13.1.1.13 顧客 (承認保有者) の情報提供義務にかかわらず、特に次のような場合、テクニカルサービスは直ちに Kraftfahrt Bundesamt に通知しなければならない:

- 被審査組織において、承認に関連する要求事項に関して重大な不適合があり、その組織が適切な修正及び是正措置を直ちに効果的に実施しない場合。
- 承認関連要求事項への適合証明書の発行を最終的に拒否する。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話: +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

- 承認関連要求事項及び関連手順に関する認証の無効化、制限又は一時停止。

3.13.1.1.14 顧客は、通知機関、市場監視機関及び認定機関の立会審査員が審査に参加できるようにすることを約束する。

3.13.1.1.15 遠隔審査は不可能である。

3.13.1.2 認証された QM システム (ISO 9001:2015、IATF16949:2016 又は同等のもの) が実施されている場合、ARR 証明書の作成を伴う承認関連要件 (手順 ARR) の審査

3.13.1.2.1 審査の準備:

QM 規格に基づく既存又は意図する認証に加え、認証機関は、顧客に関する十分な情報を有していなければならない。これには、企業、マネジメントシステム、従業員、計画中及び既に取得している承認、承認当局、承認対象に関連する内部及び外部の場所に関する情報が含まれる。これらの情報は、アンケートを通じて顧客から提供される。これらの情報は、顧客によって法的拘束力のある形で確認されなければならない。完全な情報に基づき、申し出の基礎となる 3 年間の審査プログラムが作成される。各審査で考慮される承認対象グループも、このプログラムの中で定義される。すべての承認対象グループは、1 回の審査サイクルで検討されなければならない。提出されたデータを内部で検討した結果、審査の実施可能性に疑義が生じた場合、テクニカル・サービスはいつでも依頼を拒否することができる。

発注後、審査員は顧客とともに審査を実施する。オプションとして、準備状況を評価するための書類審査を実施することができる。

基礎となる QM 規格の初回認証の場合、ARR 手続きのオプションとして第 1 段階審査を実施することもできる。

顧客は、各審査の前に、すべての関連文書を適時に審査員に提供しなければならない。これには、QM システム文書 (手順書等)、組織図及び承認プロセスに関連するその他の文書が含まれる。

3.13.1.2.2 初回審査

主任審査員は、審査に先立ち審査計画を作成し、顧客に提供する。審査中、マネジメントシステムは、承認関連要求事項の充足に関して審査される。すべての指摘事項は最終会議で記録され、顧客によって確認される。指摘事項が処理されると、主任審査員が文書に基づいて、またはフォローアップ審査でレビューする。フォローアップ審査は有料であり、オファーには含まれていない。そのため、追加費用が発生する。指摘された不適合が顧客によって処理されるまでの期間は、最長で 90 日である。

審査の結果、主任審査員によって CoP 報告書が作成される。内部プロセスレビュー後、この報告書は承認機関に送付される。審査に合格した場合、ARR 確認書が発行される。この確認書の有効性は、基礎となる QM 認証の有効性と連動している。初回審査に関する決定は、Kraftfahrt Bundesamt が責任を負う。

3.13.1.2.3 サーベイランス審査

認証審査に合格した後は、毎年サーベイランス審査を実施しなければならない。例外は、再認証審査が実施される年である。審査計画は、審査プログラムに基づく。各サーベイランス審査の結果として、CoP 報告書が承認機関に提出される。

3.13.1.2.4 再評価

各再審査の前に、顧客は、審査プログラム及びオファー作成のための最新情報をテクニカルサービスに提供する。審査プロセスは、初回審査と同様である。マネジメントシステムに重大な変更があった場合、第 1 段階の審査が必要となることがある。

テクニカルサービスは、再審査に合格した後、更新された ARR 確認書を発行する。審査の結果、CoP に関する報告書が承認機関に送付される。

3.13.1.3 初期審査のための実地検査

3.13.1.3.1 審査の準備

テクニカルサービスは、顧客に関する十分な情報を持っていなければならない。これには、会社、マネジメントシステム、従業員、計画されている承認及び既に取得している承認、承認機関、承認対象に関連する内部及び外部の場所に関する情報が

含まれる。これらの情報は、アンケートを通じて顧客から提供される。これらの情報は、顧客によって法的拘束力のある方法で確認されなければならない。計画されたすべての承認対象グループは、審査において考慮されなければならない。

3.13.1.3.2 初回審査を目的とする審査の手順は、次のとおりである:

- 手続及び ARR に関するオプション説明会
- 見積もりと注文の確認
- 必要に応じて、準備審査のための審査準備及び承認関連要求事項に関する文書審査
- 審査計画
- 審査の実施
- 是正措置の処理と検証、または必要に応じて再審査
- テクニカルサービスによる内部承認プロセス
- 認証機関への CoP 報告書の送付

3.13.1.3.3 サーベイランス審査及び再評価

原則として、サーベイランス審査は予定されていない。さらなるサーベイランス措置の決定は承認当局の責任である。これは再審査にも適用される。ここに記載された手順は、さらにマネジメントシステムの自主的なサーベイランス措置として実施することができる。承認手続きにおいて、この活動をサーベイランスとして受け入れるかどうかは、Kraftfahrt Bundesamt に委ねられている。

3.13.1.4 認証された QM システムが存在しなくても、検証確認を発行することで、Teilegutachten に関連する要求事項の審査 (検証手順) を行うことができる。

3.13.1.4.1 顧客及び Teilegutachten の保有者又は潜在的保有者は、上記の項に従い、承認者の権利及び義務の対象となることを知らされる。これらの権利及び義務は、認証/審査手続きとは無関係に適用される。Kraftfahrt Bundesamt の検証手続きに関するガイドライン (431-A-3.11) は、現在有効なバージョンで適用される。

3.13.1.4.2 顧客及び認証書保有者は、保有する全ての認証書に関連する特性を定期的に検査するためのプログラム/CoP-管理計画を作成するものとする。検査の種類、間隔及びサンプル数は、正当なものでなければならない。実施記録は、適切な期間保存し、保管しなければならない。

3.13.1.4.3 顧客および保有者は、適切な間隔で内部審査を実施し、帝釈天に関連する要求事項の履行を評価し、管理者がそれを評価するものとする。

3.13.1.4.4 専門業務部門は、各審査サイクルの前に、顧客に関する十分な情報を入手してなければならない。これには、会社、マネジメントシステム、従業員、予定されている及び既に保有されている検査対象物、検査対象物に関連する内部及び外部の場所に関する情報が含まれる。これらの情報は、顧客からアンケートを通じて提供される。これらの情報は、法的拘束力のある方法で、顧客によって確認されなければならない。Teilegutachten を保有する全ての計画対象物グループは、審査に含まれなければならない。

3.13.1.4.5 検証手順における最初の審査の手順は以下の通りである:

- 検証手順に関する任意説明会
- 見積もり及び注文確認
- 必要な場合、準備審査のために、Teilegutachten に関連する要求事項に関する審査の準備及び文書審査
- 審査計画
- 審査の実施
- 必要に応じて、是正措置または再審査の処理と検証を行う。
- 認証機関の技術サービスカテゴリ C による内部承認プロセス
- 最初の有効期限を 1 年とする検証確認を発行する。

3.13.1.4.6 サーベイランス審査

原則として、サーベイランス審査は、初回審査から約 1 年後の検証手順の最初の審査後に計画される。検証証明書の有効期間は、肯定的審査後 1 年間に制限される。これについては、検証確認書の発行時に決定される。

サーベイランス審査に合格した場合、検証確認書の有効期間は初回審査日から 3 年間に延長される。

反復審査の場合、通常、年次サーベイランス審査は行われぬ。

3.13.1.4.7 再評価

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話: +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

検証確認の有効期間が満了した場合、検証手順における再審査は、適切な時期に合意される。その手順は次のとおりである：

- 見積書及び注文確認書
- 必要であれば、準備審査のために、Teilegutachten に関連する要求事項に関して、審査の準備と書類審査を行う。
- 審査計画
- 審査の実施
- 是正措置の処理と検証、または必要に応じて再審査を行う。
- 認証機関の技術サービス区分 C による内部承認プロセス

3.13.2 国家認証・公認協会 (SNCH)

3.13.2.1 一般規定 SNCH

3.13.2.1.1 SNCH 文書 D1-13 「製造 CoP-Q/CoP-P プロセスの適合性」、「一般取引条件」D-2E、及び「技術サービス承認料金表」F3-05 の最新版の仕様が適用される。

3.13.2.1.2 顧客は、各審査に関する既存又は計画中の承認に関する情報、並びに承認対象に関連するすべての場所に関する情報をテクニカルサービスに提供しなければならない。これには、すべての製造施設、研究所及び管理施設が含まれるが、これらに限定されない。

3.13.2.1.3 テクニカルサービスは、顧客と協議して、関連するすべての事業所について審査が計画されている審査プログラムを作成しなければならない。この審査プログラムは、活動開始前に承認機関が利用できるようにしなければならない。承認者が既に第三者と合意した審査プログラムを持っている場合、このプログラムを実施する責任は、承認者及び第三者が負う。

3.13.2.1.4 承認当局及び市場監視当局は、型式承認に関連する審査報告書、品質記録及びその他の文書をいつでも要求する権利を有する。

3.13.2.1.5 顧客は、審査の一環として作成された文書又はその一部を誤解を招くような方法で使用してはならない。

3.13.2.1.6 顧客及び型式承認の保有者又は潜在的保有者は、承認保有者の権利及び義務 (規則 (EU) 2018/858, 規則 (EU) 167/2013, 規則 (EU) 168/2013 を参照) の対象となることを通知される。これらの権利と義務は、審査プロセスに関係なく適用される。

3.13.2.1.7 顧客及び型式承認保有者は、承認された特性を定期的に検証するためのプログラム/CoP-管理計画を策定するものとする。検査の種類、間隔及びサンプルサイズは正当化されなければならない。実施の記録は、適切な期間保管されなければならない。

3.13.2.1.8 顧客及び型式承認保有者は、適切な間隔で内部審査を実施し、承認関連要求事項への適合性を評価し、マネジメントにより評価するものとする。

3.13.2.1.9 承認保持者又は潜在的承認保持者の各審査の結果として、「CoP Q 評価報告書」(F1-17) が作成され、技術サービスにより SNCH に提出される。

3.13.2.1.10 重大な不適合は、ISO/IEC 17021-1 の要求事項を超えて次のように定義される：

- 次のリスクがある。
 - o 承認マークの付いた承認されていない製品が上市される、又は承認されているかのような印象を与えるリスクがある。
 - o 承認に適合しない製品が市場に出回る可能性がある。
 - o 欠陥製品を回収できない。
- 承認者が承認の規定から逸脱し、直ちに適切な是正措置を取らない。
- 承認関連要件に対するその他の重大な違反。

3.13.2.1.11 顧客 (承認保有者) の情報提供義務にかかわらず、特に次の場合、技術サービスは承認当局に直ちに通知しなければならない：

- 被審査組織が適切な修正及び是正処置を即時かつ効果的に実施しない場合、被審査組織の承認関連要件に関する重大な不適合。

3.13.2.1.12 顧客は、通知機関、市場監視機関及び認定機関の立会審査員が審査に参加できるようにすることを約束する。

3.13.2.1.13 遠隔審査が可能なのは、承認される部品の生産がまだ開始されていない場合だけである。この場合、現地審査は生産開始後に実施しなければならない。

3.13.2.1.14 審査の準備

テクニカルサービスは、顧客に関する十分な情報を有していなければならない。これには、会社、管理システム、従業員、計画されている承認及び既に取得している承認、承認当局、承認対象に関連する内部及び外部の場所に関する情報が含まれる。これらの情報は、アンケートを通じて顧客から提供される。これらの情報は、顧客によって法的拘束力のある方法で確認されなければならない。計画されたすべての承認対象グループは、審査において考慮されなければならない。

3.13.2.1.15 審査の手順は以下の通りである：

- 手続及び ARR に関するオプション説明会
- 見積もりと注文の確認
- 必要であれば、準備状況評価のための承認関連要件に関する審査の準備と文書審査
- 審査計画
- 審査の実施
- 是正措置の処理と検証、または必要に応じて再審査を行う。
- テクニカルサービスによる内部承認プロセス
- 承認機関への審査報告書の送付

3.13.3 スティレルセン運輸/スウェーデン運輸庁 (STA)

3.13.3.1 3.13.1.1 の一般要件が適用される。

3.13.3.2 STA に対する審査の実施には、3.13.1.3 項の要件が適用される。初回アセスメントの有効性は承認機関が決定する。

3.14 EnSimiMaV、EnFG、BECV および SPK-R に準拠したエコロジカル・カウンター・パフォーマンスの確認に関する補足条件：ドイツ企業またはドイツ国内の拠点にのみ適用される。

3.14.1 担当省庁 BMWK および BMU、ならびに当局 BAFA (EnFG については「グリーンコンディショナリティ」に関する書式宣言などを参照) および DEHST の出版物は、それぞれの有効版が適用される。

3.14.2 契約者は、確認書を発行するために、顧客にさらなる情報を求める権利を有する。

3.14.3 さらに、顧客は、すべての関連書類をできるだけ早く入手できるようにしなければならない。これには、特に以下の審査根拠が含まれる：組織の自己宣言/宣言、過去 3 年間のアクションプラン、アイデアリスト、DIN EN 17463 に従った結果報告書、オファーおよび計算、内部金利の計算、値上げ、劣化。立法者、BAFA または DEHST が、追加的な検証書類を規定または要求する場合、これらは顧客からも提出されなければならない (例：エネルギー管理システム報告書)。

3.15 ゲームセンターにおける認証品質の補足条件-青少年保護、プレイヤー保護、運営管理

1.1.2 項、1.1.3 項、1.1.11 項は、ゲーミングアーケード基準には適用されない。また、2.2 章から 2.7 章もゲームセンター基準には適用されない。改正点をここに示す。認証書は、すべてのサーベイランス審査/ミステリー審査が正しく実施された場合に限り、2 年間有効である。

3.15.1 認証審査

- 認証審査は、本社およびゲームセンターで行われる。その結果は、アーケードでの審査時間に影響するため、理想的には、アーケードより先に本社の審査を受けるべきである。

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所 電話： +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタインファックス : +49 221 806 2765
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話： +49 800 888 2378
Tillystr. Fax： +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

- 契約者が、認証審査最終日から 90 営業日以内に、不適合事項に対する修正及び是正処置の実施を確認し、受諾することができない場合、認証判定は否定的となり、顧客は初回認証審査からやり直さなければならない。

3.15.2 サーベイランス審査：

- サーベイランス審査：認証書の有効性を維持するため、毎年 2 回の現地サーベイランス審査を実施しなければならない。

3.15.3 再認証審査

- 認証をさらに 2 年間延長するためには、有効期限内に顧客が再認証審査を完了しなければならない。
- 手順は、認証審査に準ずる。
- 再認証審査に合格した場合、認証書の有効期間は 2 年間延長される。再認証審査および肯定的な認証決定は、有効期限までに完了しなければならない。

3.15.4 予告または予告なしの臨時審査またはミステリー審査

次のような場合、臨時審査が必要になることがある。

- 認証されたサービス又は顧客のプロセスの有効性に疑義が生じ、書面又は次の定期審査で解決できない、認証機関が認識する重大な苦情及びその他の事項（顧客又はその管理スタッフによる法令違反の疑いなど）。
- 認証基準の要求事項を満たさなくなるような形で、サービスまたはプロセスの能力に影響を及ぼす顧客の変更。
- 顧客の認証の一時停止の結果。
- 法的規制によるもの。

3.15.5 複数の拠点を持つ企業の認証

- マルチサイト認証は、複数の拠点を持つ企業に適用できる。これには、企業グループという意味で互いにリンクしている複数の個別、自律、独立した企業または組織も含まれる。ここでは、中央機能（人事、メンテナンス、起業家業務など）と実際のゲーム場（運営）を区別する。
- 中枢機能は個別に審査される。
- 関連するすべてのゲーミングアーケードは、基準に従って審査される。

3.15.6 認証機関の権利

認証機関は、認可通知の合法性に関して事実関係を明らかにするために、州レベルの管轄当局に連絡する権利を有する。

[本書は翻訳であり、英語版が正文として拘束力を有する。]

2025 年 10 月 10 日現在

TÜV Rheinland Cert GmbH

登録事務所
アム・グラウエン・シュタインファックス
51105 ケルン
E-Mail: tuvcert@de.tuv.com

電話： +49 221 806 0
： +49 221 806 2765

LGA InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所
Tillystr.
90431 ニュルンベルク
E-Mail: intercert@de.tuv.com

電話： +49 800 888 2378
Fax： +49 800 888 3296